

J.M.ラムザイヤー「アイデンティティ政治の捏造—日本の部落アウトカースト—」の歴史に関する叙述における先行研究の参照の問題点

東日本部落解放研究所事務局長

鳥山 洋

2019年のReview of Law and Economicsに掲載されたJ.M.Ramseyerによる表記の論文において、被差別部落の歴史について言及されている部分には問題があると考えます。東日本を中心に近世の被差別民の歴史を研究してきた立場から、特に、この論文の先行研究の参照・引用の仕方を中心に問題点を指摘したい。

著者は、部落の解放を標榜する団体を「名前だけの人権団体」と呼び、その「日本におけるカースト外の存在であるとの架空のアイデンティティの創造」を明らかにする、と述べ、「多くの『部落民』の先祖は、皮革の仕事をしていたものではなく、貧しい農民であった」と述べる（1ページ）。そして、IV 前近代の先祖という節（30～39ページ）において、被差別部落の歴史について、多くの先行研究を参照・引用しつつ叙述されている。

しかし、この節におけるさまざまな日本の部落史研究者の業績の参照・引用は、それらの先行研究が全体としてどのようなことを明らかにしているか、また、その研究が部落史研究の中でどのような位置づけにあるか、といった文脈を無視して、自分の主張に都合のよい記述だけを部分的に抜き出している

このような先行研究の参照の仕方は、研究者の姿勢として誠実さを欠き、不適切なものであると考えます。そして、不適切な参照・引用にもとづく著者の主張は成り立ちがたいものである。

以下、こうした問題のある先行研究の参照・引用につき、特に問題があると考えられる部分について、具体的に述べる。

IV 前近代の先祖の冒頭のA イントロダクション（30～31ページ）において、「近代の部落民の圧倒的多数の先祖は死んだ動物を取り扱ってはいなかった。そうではなく彼らは農業をおこなっていた。」と述べ、臼井寿光『兵庫の部落史』1（臼井1991 20ページ）を引用する。

「兵庫地域では、部落の生業は何よりも農業であり、他の町人・百姓と類似のものが圧倒的だったのである。」

また、同様に藤沢靖介「長吏・かわたの生業と役割」（『東日本の部落史』Ⅲ 115ページ）も引用されている。

「今日では（長吏・わかたは農業を禁じられたという）旧説の間違ひは明瞭になっている。」

しかし、臼井も藤沢も、長吏・かわたは、農業をおこない、ある面では農民同様の生活実態があったのににもかかわらず、死牛馬の処理をはじめとする身分固有の役割を持ち、差別をされたことの理由を問題として論じている。そのため、臼井も藤沢も、生活の糧を得るための生業と身分にともなう役割を明確に区別しなくてはならないとしている。臼井は、著者が引用文を引いた同じページで、次のように述べている。

「賤民身分ゆえに強制された独特の賤視や対立を生み出す役負担と、彼らの生業を厳密に区別し歴史的に描かなければ、（中略）生きた部落史を書くことはできないのである。」（臼井前掲 20ページ）

また、藤沢も、これまでの部落史研究においては「皮革業や様々な生産的営みへの長吏・かわたのかかわりは、消極的・否定的にみられていた」ことを批判し、農業も含め、さまざまな生産的活動にかかわった事実を確認した上で、「長吏・かわたの生業と役割の歴史的特質を取り出し、その社会的位置を検討」することを著者が引用した論文の課題として設定していた（東日本部落解放研究所前掲 115ページ）。著者は、こうした臼井や藤沢の研究の意図を無視して、「かわたは貧しい農民である」という自分の主張の論拠につこうよく「流用」できる言葉を切り取っているにすぎない。臼井と藤沢が強調するように「賤民身分ゆえに強制された独特の賤視や対立を生み出す役負担と、彼らの生業を厳密に区別」することが必要なのだが、著者にはそのような視点が欠落している。長吏・かわたのうち、ある者は百姓と遜色ない農業経営を行っていたが、それにもかかわらず、百姓と同様とはみなされず差別をうけた。この問題が問われなくてはならないが、著者はこのことを全く無視している。

また著者の「前近代における部落の先祖は皮革業者の「ギルド」ではなかった」（30ページ）という主張は、その前提が誤りである。著者は「ギルド」という言葉を、特に定義せず、一般名詞として用いているが、部落史の研究で「ギルド」が問題とされるのは、前近代の長吏・かわたを、マルクス＝エンゲルスの『ドイツ・イデオロギー』とのかかわりにおいて、理論的にどのように位置づけるか、という文脈の中でのことである。この点については、著者も引用する峯岸賢太郎の著書でも述べられている（峯岸 1996 224～229ページ）。前近代の長吏・かわた集団を、単純に「ギルド」すなわち、皮革業にかかわる同業者の組合と見なすことはできない。しかし、皮革業、特に死んだ牛馬の皮を剥いで原皮を生産することは、長吏・かわただけがおこなった仕事であり、一般の百姓たちはそれをおこなわなかった。

著者は、「前近代における部落の先祖は皮革業者の「ギルド」ではなかった」という主張と関連させて、長吏・かわたと皮革業の関係を非常に小さいものと評価しようとしているようである。そのような観点から、長吏・かわた集団の全員が、死牛馬の皮を剥ぐ権利を持っていたのではなく、その権利は「株」として質入れや売買されたと述べる（34ページ）。このこと自体は誤りではない。だが著者は「一般の百姓身分の者の手に（皮革を扱う権利である）「株」が移動することがあった」とも述べる（34ページ）。死牛馬の皮を剥ぐ権利は、一般の村の住人も持つことができたのだろうか。

このことについて、著者が典拠とする文献のひとつは、臼井寿光『兵庫の部落史』1（臼井前掲 205 ペ

ージ)である。臼井は、ここで、「中世末～近世初頭のこの時期には(略)、(旦那場の)権利は身分を超えて広く売買されていた。」と述べてはいるが、この文のすぐ前の部分では「近世ではこの(旦那場の)権利は皮田独自の所有として、決して他身分に渡ることがなかったが、」と書いている。臼井はここで、かわた以外の身分の者が旦那場の権利を手に入れることがあるのは、中世末～近世初頭に限定される、と述べている。また、この時期に売買される「旦那場の権利」の内容が何か、検討の余地があることについては峯岸とのび しょうじの指摘がある(峯岸前掲 250 ページ・のび 2007 48～56 ページ)。「旦那場の権利」は、死牛馬の皮を剥ぐ権利だけではない。このことには注意が必要であるが、著者はこの点についての配慮が欠けている。

著者は臼井寿光『兵庫の部落史』1 のほかにも複数の文献を自分の主張の典拠としてあげている。しかし、これらの文献は「一般の百姓身分の者の手に株(皮革を扱う権利)が移動することがあった」、とは述べていない。著者が典拠とした文献の一つ、松岡秀夫「部落保護政策批判」が引用する旦那場の株の質入れについての史料(松岡 1975 24～25 ページ)は、著者の主張を裏付けるものではない。松岡は、「(旦那場の株を担保に借金をした)久右衛門は斃牛馬処理の権利株を手離れた訳ではなく、株を所有して斃牛馬の処理は行ないながらその製品はすべて貸主へ差し出す」こととしたもの、と述べている。旦那場の株は、久右衛門が保持し続けている。また、久右衛門に金を貸したのは「渡辺村 池田屋藤五郎」つまり、かわたの村の、皮革を扱う商人であり、「一般の百姓身分の者」ではない。死牛馬の皮を剥ぐこと、剥いだ皮を売買することは長吏・かわたの身分に固有の役割であり、一般の百姓は手を出さない・出せない領域であった。このことに対する反証は、現在までの部落史研究成果の中では提出されていない。また、著者もこの問題について通説への反証を提示できてはいない。著者の主張は成り立たない。

そして、一般の百姓身分の者たちが、死牛馬の皮剥ぎ、原皮の生産にかかわらなかったことは、著者が否定する「ケガレ」の問題(31 ページ)とかかわっている。臼井寿光は、著者が度々引用する『兵庫の部落史』1 において、かわた身分の者たちが職人と多くの共通点を持ちながら、一般の職人と異なる賤民と見なされた理由を、近世より以前から続く「強烈な不浄観」であった、と述べている(臼井前掲 442～443)。著者の「部落民の先祖は皮革業のギルドではなく、農民である」という主張は、先行研究を不適切に参照・引用しながら、誤った設問に的外れに答えているものであり、成り立たない。

また、著者は長吏・かわたの死牛馬の皮剥ぎ、原皮の生産にかかわる権利について論じる際、「旦那場」に特に注意を払っていないようである。「旦那場」は、長吏・かわたが身分に固有の役を務める際の「受持ち区域」である。長吏・かわたが行う身分にともなう「役」、すなわち死牛馬の処理や処刑にかかわる業務、牢屋の番、村の警備といったことは、「旦那場」という区域を限って行われた。「旦那場」は、近世における長吏・かわたの社会的性格を検討するとき、重要な論点であり、無視することはできない。しかし、著者は「旦那場」について特に言及せず、最近の研究成果(例えば、大熊哲雄ほか『旦那場』)も参照していないようである。34 ページにおいて「指定された区域・“designated area”」と書いているのが「旦那場」

を意味していると思われるが、「旦那場」は百姓や支配者から「指定される」ものではない。この表現は不適切である。

著者は、長吏・かわたが百姓・町人になることも、その逆も可能であった（32 ページ）、と述べ、江戸時代の身分は流動的であったかのように述べている。この指摘は妥当だろうか。

身分の移動に関して著者が依拠している畑中敏之『「かわた」と平人』（畑中 1997 110～111 ページ）があげている、大坂で町人がかわた村に移住している事例の解釈については、のび しょうじによる批判がある（のび 1997）。近世後期、雪駄の製造販売業が展開した大坂で、雪駄にかかわる仕事をしてきた借家住まいの町人がかわた村内に移住したという事例であり、雪駄職全体が賤視されていたという状況があったことをふまえると、これをもって一般的に近世の身分は流動的で身分の変更に障害はなかったことの根拠にはできない、という批判である。また、このほかに、典拠としてあげている畑中前掲書（69～80 ページ）と、渡辺広『未解放部落の形成と展開』（127 ページ）には、著者の主張の裏付けとなるようなことは書かれていない。畑中前掲書（69～80 ページ）で検討されているのは、百姓の村落の「枝村」となっていたかわた村が、百姓村からの独立を求めた事例で、身分の移動の問題ではない。渡辺前掲書（127 ページ）では、近世の被差別身分がどのように形成されてきたか、を論じる中で、1880（明治 13）年に、政府の司法省が編纂した『全国民事慣例類集』（民法に代わるものとして、全国各地の民事にかかわる慣例を聞き取り調査し、まとめた書物）の中に、「えた」が三代にわたって皮剥ぎの仕事をしなかった場合に平民となることを認める慣例のある地方や、「えた」と呼ばれる人々が存在せず非人ばかりであった地方がある、という報告があることに触れているだけである。これらは、例外的な事例であり一般化はできない。「身分の変更に障害はなかった」という主張は、根拠のないもので成り立たない。

また、主に斎藤洋一と大石慎三郎『身分差別社会の真実』に依拠し、いわゆる「土農工商・えたー非人」という言葉で近世の身分の序列“class hierarchy”を表現することが正しくないと述べる（斎藤・大石 1995 36 ページ）。

斎藤・大石が、「土農工商・えたー非人」という言葉で江戸時代の身分制度を表現することを批判したのは、長吏・かわたを始めとする江戸時代の被差別民がきびしく差別された理由を明らかにするには、「一つの序列だけで江戸時代の身分制度をとらえるのでは不十分」（斎藤・大石前掲 40 ページ）と考えるからである。また、斎藤・大石は、江戸時代においては「社会全体が差別によってつらぬかれて」おり、「差別から自由であることはだれにもできなかった」（同前書 48 ページ）と述べている。江戸時代は、さまざまな場面で身分の違いや家格の上下が問題にされる「身分差別社会」であった。斎藤・大石は、このような江戸時代の社会のあらゆるところにある差別について、被差別身分とされた人々に焦点をあてつつ、明らかにしようとしている。斎藤・大石が「土農工商ーえた・非人」という言葉を批判するのは、実態と異なる言葉を

用いている、「身分差別社会の真実」を明らかにできないと考えるからである。（これが、斎藤・大石の著書のタイトルに込められた意味である。）斎藤・大石は、江戸時代において、身分の序列は大きな問題ではなく差別はなかった、とか、江戸時代にアウトカーストは存在しなかった、と言っているのではない。

著者は、斎藤・大石のこうした研究の意図を無視し、「土農工商・えたー非人」という近世の身分の序列が実体をともなったものでないことを、部落民の先祖は「アウトカースト」ではないという、自分の主張の論拠に「流用」しているにすぎない。

著者は、「かわたの意味を理解する」という節（38 ページ）において、「部落民の先祖は貧しい農民であった」という自説を踏まえ、「かわた」の「かわ」は「皮・革」ではなく「川」に由来するのではないかと述べる。「江戸時代に貧困に陥った家族は家を捨てることを決意した、移住者たちは河原に持ち主のいない土地を見つけた、河原に住んだ者たちは「河原者」と呼ばれた」等と書いている。だが、「河原者」とは中世に皮革の生産をおこなった者たちをさす言葉で、著者が依拠している文献（渡辺前掲 257～258 ページ、臼井前掲書 63 ページ、斎藤・大石前掲書 64～66 ページ）も、江戸時代について述べたものではない。著者の記述は、まったく根拠がない。

さらに、17世紀の農民たちは、めったに文字を書くことはなく、「かわた」という言葉は書き言葉ではなかったといい、さらに喜田貞吉「エタ源流考」を参照しつつ、「穢多」という漢字表記も一般的ではなかったのではないかと述べる。喜田貞吉の論考は、えた（長吏・かわた）につながるさまざまな中世の被差別民について検討したもので、冒頭で「えたと漢字で表記する際に「けがれ」を表す漢字が用いられることは大変に不快である」と述べているが、著者が言うように、17世紀の農民が「18画もあるよくわからない漢字」を用いたことに疑問を呈しているわけではない。

「17世紀の農民は、めったに文字を書くことはなかった」という記述からは、著者は当時の庶民が書き残した史料（古文書）を全く読まずに歴史に関する自説を組み立てたのではないかと、という疑念を生じさせる。江戸時代の庶民の識字率の高さはよく知られており、著者が藤沢清介のこことばを引用した『東日本の部落史』Ⅲには、吉田勉の論考「長吏・非人の村落文化と手習い・学問・教養」も収録されている。吉田は、長吏たちの中には識字能力だけでなく、高い文化・教養を身に着けていた者がいたことを紹介している。著者が、こうした研究成果を無視しているように見えるのは不可解である。

この「かわたの意味を理解する」という節における著者の主張は、根拠のない思い付きと言わざるを得ない。こうした議論はエッセイや酒でも飲みながらの雑談であればともかく、学術論文の一部を構成することが適切とは思われない。

以上、いくつかの点について指摘したことを踏まえれば、著者の部落史に関する議論は、これまでの先行研究を十分に理解した上で、確実な史料の裏付けをもって組み立てられたものではなく、粗雑な思い付きを、

先行研究からの自説に都合のよい切り貼りによって体裁を整えたものといわざるをえない。このような論文の構成からは、著者の本来の専門領域における業績の信頼性にも疑念が生じるだけでなく、このような論文を掲載した学会誌についても、論文の審査のあり方に疑念を生じさせ、その権威が損なわれるのではないかと懸念を持つものである。

引用・参照文献

- 藤沢靖介「長吏・かわたの生業と役割」（東日本部落解放研究所 編 『東日本の部落史』Ⅲ 2018年 現代書館）
- 畑中敏之『「かわた」と平人一近世身分社会論』 1997年 かもがわ出版
- 東日本部落解放研究所 編 『東日本の部落史』Ⅲ 2018年 現代書館
- 喜田貞吉「えた源流考」（『民族と歴史』二巻一号 1919年 復刻 世界文庫 1968年）
- 松岡秀夫「部落保護政策論批判」（西播地域皮多村文書研究会 編 『近世部落史の研究』上 1976年 雄山閣）
- 峯岸賢太郎『近世被差別民史の研究』 1996年 校倉書房
- のび しょうじ「地域被差別民史の研究構想—近年の部落史研究の動向と課題」（『部落解放研究』117号 1997年）
- のび しょうじ『被差別民たちの大阪』 2007年 解放出版社
- 大熊哲雄 ほか『旦那場—近世被差別民の活動領域』 2010年 現代書館
- 斎藤洋一・大石慎三郎『身分差別社会の真実』 1995年 講談社
- 臼井寿光『兵庫の部落史』1 1991年 神戸新聞総合出版センター
- 渡辺広『未解放部落の形成と展開』 1977年 吉川弘文館
- 吉田勉「長吏・非人の村落文化と手習い・学問・教養」（前掲『東日本の部落史』Ⅲ）